

お知らせ

新規パスポートのオンライン申請

現在、更新のみが可能なパスポートのオンライン申請について、3月24日(月)から新規申請も可能になります。手続きはマイナポータルからマイナンバーカードを使用して行ってください。



問合せ先 市民課(☎33-3131内線1119)

証明書の休日交付窓口縮小

土・日曜日、祝日に市役所で証明書を受け取ることができる休日交付サービスについて、令和7年度より開設日を縮小します。

開設日 毎週土曜日、年末(12月29日、30日)

運用開始日 4月1日～

対象となる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書

その他 マイナンバーカードを持っている人は、コンビニなどに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で証明書を取得可能

問合せ先 市民課(☎33-3131内線1113)

マイナンバーカード出張申請支援

日時・会場

日時	会場
3月1日(土) 10時～16時	東恵庭会館
3月2日(日) 10時～16時	島松公民館

内容 マイナンバーカードの申請手続き(交付申請書不要、無料で写真撮影)、有効期限が3カ月未満の更新申請手続き(マイナンバーカード要持参)

対象 マイナンバーカードを持っていない人、有効期限が3カ月未満のマイナンバーカードを持っている人

その他 電子証明書の更新は、市

役所のみで手続き可能

問合せ先 市民課(☎33-3131内線1129)

自衛官募集対象者情報の除外

自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、道知事または市長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されています。

また、個人情報の保護に関する法律第69条では、個人情報の外部提供を制限していますが、法令に定めがあるときには提供できる旨規定されています。

情報提供を希望されない場合には、「除外申請書」を提出することにより、自衛隊に提供する名簿から除外することができますので、市ホームページより様式をダウンロードの上、期日までに提出ください。

対象者 平成19年4月2日～平成

18歳になった子どもの児童手当について

児童手当法の一部改正(令和6年10月)により、支給対象が高校生年代まで、算定対象が大学生年代までとなりました。これにより、3月31日時点で18歳となった高校生年代の子どもは、同日付けで児童手当の支給対象ではなくなります。対象となる世帯には、3月中旬頃に「消滅通知書」または「額改定通知書」を送付しますので、確認ください。手当の最終支払日は4月11日(金)を予定しています。

・18歳以下の子ども2人または1人で構成されている世帯

(例)

手続き
不要

「消滅通知書」または「額改定通知書」を送付しますので、内容を確認ください。



18歳高校生



15歳中学生

・22歳以下の子どもを含む3人以上で構成されている世帯

(例)

手続き
必要

「額改定通知書」と「増額申請に必要な書類」を送付します。

18歳になった子どもの監護・生計費の負担を引き続き行う場合は、申請書類を4月16日(火)までに提出してください。



19歳大学生



16歳高校生



13歳中学生

問合せ・申請先 えにわっこ応援センター(☎33-3131内線1243)

20年4月1生まれ、平成15年4月2日～平成16年4月1生まれの人

受付期間 3月3日(月)～4月30日(水)

提出方法 窓口、郵送

問合せ・提出先 基地・防災課
(〒061-1498京町1 ☎33-3131内線2243)

演習通報

島松地区 3月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)、15日(土)各日7時～20時、3月3日(月)、6日(木)、7日(金)、10日(月)、14日(金)各日7時～21時

その他 12時～13時は演習なし。
16日(日)～31日(月)の演習日程については、決まり次第市ホームページに掲載

問合せ先 基地・防災課(☎33-3131内線2242)

市営駐車場の定期券・プリペイドカード

令和6年6月までに購入された「定期券(有効期限が7月1日以降のもの)」の返金と、「プリペイドカー

ド」の交換対応の手続き期限が3月31日(月)までとなっています。手続きが済んでいない人は、期日までに手続きをしてください。

問合せ先 生活環境課(☎33-3131内線1182)

[4月1日～]エコタク指定施設追加

追加施設 総合体育館

エコタク利用対象地域 漁太、恵南、柏木町1～2丁目、春日、上山口、北柏木町1～5丁目、北島、幸町1～4丁目、桜森、島松沢、下島松、中央、戸磯(道道45号線より西側は除く)、中島松、西島松(駐屯地内は除く)、林田、盤尻、穂栄、牧場、南島松

登録・予約先 富士交通(株)(☎33-6271)

問合せ先 生活環境課(☎33-3131内線1182)



北海道苦情審査委員制度

「北海道苦情審査委員」制度は、「苦情審査委員」が中立的な立場で道の機関に対し必要な調査などを行い、審査の結果、不備な点や制度に問題があるときは、是正や改善を求める制度です。

申立て方法 苦情申立書に必要事項を記入し、直接、郵送、ファクス、メールで提出。電話や匿名での申し立ては不可。
※申立書は道ホームページからダウンロード可



問合せ・申立先 北海道総合政策部知事室道政相談センター(〒060-8588札幌市中央区北3西6/☎011-204-5523/FAX011-241-8181/メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp)

旧優生保護法による優生手術などを受けた人への補償金支給制度

旧優生保護法による優生手術などを受けた人とその家族は、補償金などを受け取ることができます。

請求期限 令和12年1月16日

その他 制度紹介など詳しくは右記QRコードから



問合せ先 旧優生保護法に関する相談支援センター(〒060-8588札幌市中央区北3西6/☎0120-031-711(フリーダイヤル) FAX011-232-4240/メール hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp)

職業病・健康相談会

「耳の聞こえが悪い」「手や指がしびれる」「風邪でもないのに咳き込む・息苦しい」などの症状で悩んでいませんか?

もしかしたらそれは「職業病」かもしれません。相談会を開催しますので、気になる症状などあれば相談ください。

日時 3月23日(日) 9時～13時

会場 北星病院(千歳市清流 5-1-1)

その他 相談会以外でも、電話で随時相談を受付

問合せ先 建交労札幌労災支部(☎011-811-4115)



恵庭市ホームページ バナー広告 大募集!

恵庭市ホームページで、地域住民や観光客に向けて

企業をPRしませんか?

▶月間平均アクセス数 128,620 (2023 年度実績)

掲載料金

—月額15,000円—

➡ 月額 10,000 円

2025 年度より
値下げしました!

●申込み

QR コードより申込書をダウンロードのうえ、申込先まで提出ください。

●問合せ・申込先

広報課 〒061-1498 恵庭市京町 1
TEL : 33-3131 (内線 2362) FAX : 33-3102
メール : kouhou@city.eniwa.hokkaido.jp

